

京都市告示第 301 号

土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 1 日付け京都市告示第 445 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成 22 年 11 月 26 日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市右京区西院西寿町 16 番地の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった

特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)